

福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震の際の建築物の倒壊等による被害の軽減を図るために、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の耐震化を行う者に対してその費用の一部を本市の予算並びに国及び広島県の補助の範囲内において補助することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象建築物)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する要緊急安全確認大規模建築物であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公的団体が所有するもの以外のものであること。
- (2) 地震に対して安全な構造とする旨の建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
- (3) 耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断されたものであること。
- (4) 耐震改修（耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）又は建替えを行う補助対象建築物にあつては、本市と当該補助対象建築物の所有者又は使用者が、災害時に当該補助対象建築物を活用した被災者の支援等の防災に係る協定等を締結している又は締結することが確実であるものであつて、耐震改修又は建替えの後も当該協定等を継続して締結するものであること。
- (5) 基礎が杭基礎である補助対象建築物（耐震改修を行うものに限る。）にあつては、当該杭基礎の安全性について、一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）により確認されたものであること。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は

，次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者であって市税の滞納がない者
 - (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定による建物等を管理するために補助対象建築物の区分所有者全員で構成された団体であって，区分所有者全員が市税の滞納がないもの
 - (3) その他市長が適当と認めるもの
- （補助対象事業）

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，補助対象者が補助対象建築物について行う，2023年（令和5年）3月31日までに計画の策定に着手する耐震改修，建替え又は除却であって，本市，国，本市以外の地方公共団体その他公的団体から補助金その他これに類するもの（この要綱による補助金及び耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日付け国住市第53号）に基づく国の補助金を除く。）の交付を受けないもののうち，次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会（以下「耐震判定委員会」という。）において適切である旨の評価を受けた計画に基づき行われる，補助対象建築物が地震に対して安全な構造となる耐震改修
 - (2) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けた建替えであって，当該建替えにより補助対象建築物の用途が著しく異なるものとならず，延べ面積が著しく変わらないもの
 - (3) 補助対象建築物の全部を除却するもの
- （補助金の交付額）

第5条 この要綱による補助金の交付額は，補助対象事業に要する費用に23%を乗じて得た額を上限とする。この場合において，当該交付額に千円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額とする。

- 2 前項の補助対象事業に要する費用は，補助対象建築物の延べ面積に1平方メートルにつき51,200円を乗じて得た額を限度とする。
- （補助金の交付の申請）

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付申請書（様式第1号）に次

に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 当該補助対象建築物に係る登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が確認できるもの（申請の日から3月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 当該補助対象建築物の所有者（区分所有されている補助対象建築物にあつては、すべての区分所有者）の市税完納証明書（申請の日から3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 区分所有されている補助対象建築物にあつては、当該補助対象建築物の管理を行う団体の総会の決議書等
- (4) 申請者が消費税及び地方消費税の課税事業者である場合にあつては、当該申請者が課税事業者である旨の届出書
- (5) 当該補助対象建築物に係る確認済証の写しその他当該補助対象建築物の建築年月日がわかるもの
- (6) 耐震改修又は建替えを行う補助対象建築物にあつては、第2条第4号に規定する協定等を締結していること又は締結することが確実であることを証する書類
- (7) 基礎が杭基礎である補助対象建築物（耐震改修を行うものに限る。）にあつては、当該杭基礎の安全性について、一級建築士が証する書類
- (8) 当該補助対象建築物の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、現況外観写真等
- (9) 当該補助対象事業に要する費用の見積書又はその写し
- (10) 当該補助対象事業が耐震改修である場合にあつては、当該耐震改修において補修等を行う箇所及びその方法等を示した構造図並びに当該耐震改修の計画が耐震判定委員会において適切である旨の評価を受けたものであることを証する書類
- (11) 当該補助対象事業が建替えである場合にあつては、当該建替え工事に係る実施設計書
- (12) 当該補助対象事業が確認済証の交付を受けなければならない工事である場合にあつては、当該工事に係る確認済証の写し（建築基準法以外の法令の規定により確認済証の交付があつたものとみなされる認定を受けた工事にあつては、当該認定を受けたことを証する書類）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第二号様式による確認の申請書の副本の第1面から第6面までの写し
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、当該申請を審査し、この要綱による補助金の交付を決定したときは、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った申請者にその旨を通知し、この要綱による補助金の交付を行わないことを決定したときは、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、この要綱による補助金を交付するときは、次に掲げる条件のほか、この要綱の目的を達成し、前項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が適切に補助対象事業を行うために必要な条件を付するものとする。

- (1) 補助金は補助対象事業に要する経費に充てること。
- (2) 耐震改修又は建替えを行う補助対象建築物にあつては、第2条第4号に規定する協定等を、可能な限り早く締結すること。
- (3) 市長が規則第18条の規定により補助対象事業の実施状況等に関する報告を求めたときは、市長が定める期限までに、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付事業実施状況報告書（様式第4号）に当該実施状況等が確認できる書類を添付して報告すること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 規則及びこの要綱を遵守すること。

（補助対象事業の実施等）

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定がされた日以後に補

助対象事業に係る契約を行い、当該決定に係る補助対象事業を速やかに実施しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定に係る補助対象事業に着手したときは、遅滞なく福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付事業着手届（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 補助対象事業の実施に係る契約書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、当該補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした領収書等の書類及び帳票を備え、当該補助対象事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

(事業内容の変更等)

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定後において、当該決定に係る補助対象事業について、規則第10条第1項各号のいずれかに該当する変更等を行う場合は、あらかじめ福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に当該変更等の内容がわかる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更等を承認したときは、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日（前条第2項の規定による中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認に係る通知を受理した日から30日以内）又は当該決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出して、補助対象事業の実績報告をしなければならない。

(1) 補助対象事業の実施に要した経費に係る請求書の写し又は領収書の写し

(2) 補助対象事業が耐震改修又は建替えである場合にあつては、第2条第4号に規定す

る協定等を締結していることが確認できる書類

(3) 補助対象事業について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた場合にあつては、当該検査済証の写し

(4) 補助対象事業実施前後の状況及び工事の状況等、補助対象事業の補助対象事業の実施内容を写した写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告をする者のうち、第6条第2項ただし書きの規定により申請をした者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた金額について消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該実績報告に係る補助対象事業の成果が第7条第1項の規定による補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、この要綱による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助対象事業について第11条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

(返還命令)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当

該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて、補助金事業者に補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、第10条第1項の規定による実績報告後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第13号）により、速やかに市長に報告するとともに、前条の規定による市長の返還の命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

（全体設計承認）

第16条 申請者は、補助対象事業が複数年度にわたる場合は、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業全体設計承認申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請し、当該補助対象事業に係る事業費の総額、年度ごとの工程、出来高及び補助金の交付額等に関する設計（以下「全体設計」という。）について、当該全体設計に基づく補助対象事業に係る最初の第6条第1項の規定による申請をするまでに市長の承認を受けなければならない。

- (1) 当該補助対象事業に係る年度ごとの工程が確認できる書類
- (2) 当該補助対象事業に係る年度ごとの資金計画が確認できる書類
- (3) 当該補助対象事業に係る年度ごとの出来高の見積書又はその写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請を審査し、当該申請に係る全体設計を承認したときは、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業全体設計承認通知書（様式第15号）により当該申請を行った者にその旨を通知し、当該申請に係る全体設計を承認しないと決定したときは、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業全体設計不承認通知書（様式第16号）により当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、全体設計を承認するときは、次に掲げる条件のほか、この要綱の目的を達成し、前項の規定による承認を受けた者が適切に補助対象事業を行うために必要な条件を付するものとする。

- (1) 承認を受けた全体設計を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ

め市長の承認を受けること。

(2) 補助対象事業が全体設計において予定した期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けること。

(3) 規則及びこの要綱を遵守すること。

4 第2項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた全体設計について変更（変更の内容が軽微なものとして市長が認めたものを除く。）、中止又は廃止（以下「変更等」という。）を行う場合は、あらかじめ福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業全体設計変更（中止・廃止）承認申請書（様式第17号）に当該変更等の内容がわかる書類を添付して市長に提出し、当該変更等を行った補助対象事業に係る第6条第1項の規定による申請又は第9条第1項の規定による書類の提出をするまでにその承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の規定により福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業全体設計変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、全体設計の変更等を承認したときは、福山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業全体設計変更（中止・廃止）承認通知書（様式第18号）により第2項の規定による承認を受けた者に通知するものとする。

6 第2項の規定による承認を受けた補助対象事業に対する補助金の交付額は、当該補助対象事業に要する費用の合計及びこれに対する年度ごとの補助金の合計に第5条の規定を適用し、同条の規定により算定した額に年度ごとの補助対象事業の出来高の補助対象事業に要する費用全体に対する割合を乗じて得た額を限度とする。

7 第2項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた補助対象事業に係る第6条第1項の規定による申請（当該補助対象事業に係る最初の申請を除く。）をするときに、同項第3号、第5号から第8号まで及び第10号から第12号までに規定する書類のうち、市長が最初の申請時から変更がないため不要と認めたものを添付することを要しない。

8 第2項の規定による承認を受けた補助対象事業については、当該補助対象事業に係る最初の申請を行う年度を除き、第8条第1項の規定を適用しない。

9 第2項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた補助対象事業に係る第10条第1項の規定による実績報告（当該補助対象事業に係る最後の報告を除く。）をする

ときに、同項第1号から第3号までに規定する書類を添付することを要しない。

(暴力団の排除)

第17条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等

2 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(指導及び助言)

第18条 市長は、補助事業者及び補助対象事業の施工者等に対して、補助対象事業が適切に執行されるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2017年（平成29年）2月10日から施行する。

この要綱は、2019年（令和元年）10月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に補助金の交付の申請がされるものについて適用し、施行日前に補助金の申請があったものについては、なお従前の例による。